

# あなたのペット 近所迷惑になっていませんか？

ペットを飼うには、社会のルールを守り、他人に迷惑をかけないようにすることが大切です。適切な飼い方を心掛け、人とペットが共に快適に暮らせるようにしましょう。無理な数の飼育をせず、適切な飼い方ができる数で飼育をしましょう。また、犬や猫を飼うと決めたら、責任と愛情を持って一生面倒を見ましょう。



問い合わせ先  
環境上下水道課 ☎53-1063  
県中央東福祉保健所衛生環境班  
☎53-3190

## 犬の飼い主の方へお願い

- ◆鶏を襲ったり、畑を荒らすなどの被害が出ています  
脱出防止・しつけと訓練を行いましょう。
- ◆犬のふんの始末は必ずしましょう  
道路や畑に犬のふんが放置されています。  
責任を持って必ず飼い主が持ち帰りましょう。
- ◆なるべく鳴かないようにさせましょう  
ストレスがたまらないように散歩をさせましょう。  
ひどく鳴く場合は、動物病院に相談しましょう。

※犬の登録、狂犬病の予防注射も必ず行いましょう！

## 猫の飼い主の方へお願い

- ◆放し飼いによるふんなどの被害が多発しています  
「放し飼い」「ふん尿害」「野良猫の引き取り」などの苦情や相談が多く寄せられます。迷惑にならないよう飼育しましょう。猫は室内飼いをおすすめします。
- ◆名札をつけましょう  
迷っても飼い主が分かるようにしましょう。
- ◆野良猫にエサを与えないようにしましょう  
野良猫にエサを与えると、エサを求めて他から猫が集まってきて、被害が大きくなります。

## 飼っている犬や猫が飼えなくなったら

やむを得ず飼育できなくなった場合、新しい飼い主を探し、どうしてもいない場合は中央東福祉保健所にご相談ください。  
※動物愛護の観点から、原則、飼い犬・飼い猫の引き取りは行いません。

## 不妊・去勢手術をしましょう

不妊・去勢手術をすることで、不幸な子犬や子猫を増やすことがなくなります。発情期がなくなることで鳴き声やけんかが減り、乳がん等の予防にもなります。

# 被災した宅地の危険を知らせるサイン

巨大地震などにより宅地が被災した場合に、被害状況を把握するとともに、住民へ情報を提供し、2次災害の軽減・防止を図ろうとする制度があります。

【問い合わせ先】建設課 ☎53-3119

## 被災宅地危険度判定

被災宅地危険度判定は、巨大地震や大雨などにより、宅地が大規模で広範囲に災害を受けた場合に、宅地の被害状況や危険性について判定し、表示するものです。

判定結果は、次の3種類のステッカーを現地の見やすい場所に掲示します。



**納めた国民年金保険料は 社会保険料控除対象です**  
国民年金保険料は、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除し、所得税額を軽減することができます。  
税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん、不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は忘れずきちんと納めましょう。

に納められた保険料の全額（過去の年度分や追納された保険料を含む）  
※配偶者やご家族の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料についても合わせて控除することができます。  
【手続方法】  
年末調整や確定申告により申告してください。  
なお、平成29年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、保険料を支払ったことを証明する書類（領収証書等）を添付する必要があります。

【証明書類の送付】  
保険料を支払ったことの証明書類として、日本年金機構から『社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』が送付されます。送付時期は次のとおりですので、申告の際にご利用ください。  
◆1月1日～9月30日の期間に納付した方  
11月上旬に送付  
◆10月1日～12月31日の期間に今年初めて国民年金保険料を納めた方  
来年2月上旬に送付  
【問い合わせ先】  
南国年金事務所  
☎088・864・1111

# 平成29年秋の火災予防運動

11月9日（木）～15日（水）

火の用心 ことばを形に 習慣に（平成29年度全国統一防火標語）

## ◆3つの習慣

- ・寝たばこは、絶対しない。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

## ◆4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- ・お年寄りや体の不自由な人を守るため、隣近所の協力体制をつくる。

## 住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

月に1回は、住宅用火災警報器の点検・お手入れを！



■問い合わせ先 消防本部消防課予防係 ☎53-4176

## こうちあったかパーキング

高知県では、障害や高齢などのために移動に配慮が必要な方に対して、県内共通の利用証を交付しています。利用証をお持ちの方は、表示のあるスペースに車を停めることができます。

## 【利用証交付対象者】

- ◆身体障害・知的障害・精神障害・発達障害・要介護認定・難病などにより移動に配慮が必要な方
- ◆妊産婦・けが等で一時的に移動の配慮が必要な方

## 【申請窓口】

- ◆申請の受付と利用証の交付  
・中央東福祉保健所  
・高知県障害保健福祉課

## ◆申請の受付のみ

- ・福祉事務所、健康介護支援課、香北支所、物部支所  
※障害者手帳等を持参のこと



▲駐車場の表示

## 【問い合わせ先】

高知県障害保健福祉課  
☎088・823・9663

## 交通事故被害者の家庭をサポート

独立行政法人自動車事故対策機構（NASSVA）は、育成資金の貸し付けや介護料の支給を行っています。

## 【育成資金の貸付】

一時金Ⅱ15万5千円  
入学支度金Ⅱ4万4千円  
月額Ⅱ1万円または2万円  
※中学校卒業までの期間。無利子。  
【介護料の支給】月額2万9290円～13万6880円

## 【問い合わせ先】

独立行政法人自動車事故対策機構高知支所  
☎088・831・1817

## 自賠責保険の期限切れに要注意！

自賠責保険・共済は、原動機付自転車を含む全ての自動車に加入が義務付けられています。有効期限切れや掛け忘れにご注意ください。詳しくはホームページをご覧ください。

HP <http://www.jibai.jp>

## 【問い合わせ先】国土交通省四国運輸局高知運輸支局

☎088・866・7311